



LIFRE

Legal Information Flash Report
from MCLAW

発行：丸の内中央法律事務所
〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-1
新国際ビル817区
TEL:03-3201-3404
FAX:03-3201-3434
URL:http://mclaw.jp
email: tsutsumi@mclaw.jp

本年10月1日より開始された知財調停制度と有期契約労働者の解雇に関する近時の最高裁判例をご紹介します。

◇知的財産権に関する調停手続制度の運用開始

令和元年10月1日より、東京地裁及び大阪地裁において、知的財産権に関する調停手続制度が運用されることになりましたので、ご紹介致します。

1. 手続の特徴

- ① 調停委員会の助言の下、**紛争解決の方針（訴訟や仮処分を行うかどうか等）について柔軟に検討**することができます。
- ② **3回程度の期日**で調停委員会の意見を示し、**迅速な紛争解決**を目指すこととされています。
- ③ **知財部の裁判官や知財分野専門の弁護士**が調停委員として関与します。

2. 対象となる紛争

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、回路配置利用権、誤認表示に関する商法または会社法に基づく請求、譲渡会社に対する競業禁止請求、不正競争防止法に基づく請求、パブリシティ権に基づく請求等です。

3. 手続の概要

当事者間で交渉が行われていることが前提とされており、東京地裁または大阪地裁で知財調停を行うことにつき**管轄合意**をした上で調停を申し立てることになります。**第1回期日までに双方の主張及び証拠を全て提出することを原則**として運用し、3回程度の期日で調停成立を目指すこととなりますが、当事者の意向等により第4回以降の期日を設定することも考えられます。なお、**テレビ会議等による方法**を利用することもできます。

また、仮に調停が不成立になり、一方当事者が**訴訟提起した場合には、調停を担当した裁判官の所属する部とは異なる部が審理を担当**することになります。

◆判例解説 <令和元年11月7日第一小法廷判決>

1. 事実関係

Xは、株式会社Yとの間で、平成26年4月1日から平成27年3月31日を契約期間とする雇用契約を締結していた（以下「本件契約」という）。Yが、平成26年6月6日にXを解雇したところ、Xが、Yに対し、**労働契約上の地位の確認及び解雇日から判決確定日までの賃金の支払を求めて提訴**した。第1審の口頭弁論は平成29年1月26日に終結し、その後Xの請求を認容する第1審判決が下された。Yがこれに対して控訴し、**「本件契約は契約期間の満了により終了した」との抗弁を提出したところ、控訴審はこの抗弁を時機に後れたものとして却下し、Yの控訴を棄却した。**これに対し、Yが上告したのが本件である。

2. 判決要旨

原審は、**最後の更新後の本件労働契約の契約期間が満了した事実をしんしゃくせず、上記契約期間の満了により本件労働契約の終了の効果が発生するか否かを判断することなく、原審口頭弁論終結時における被上告人の労働契約上の地位の確認請求及び上記契約期間の満了後の賃金の支払請求を認容しており、上記の点について判断を遺脱した**（中略）。

3. コメント

民事訴訟法上、「時機に後れた」、つまり、そのことを**主張すべきタイミングを逃した後にされた主張が訴訟の完結を遅らせる場合、その主張を却下し、判決中で考慮しないでよいと**されています。そして、控訴審での主張が「時機に後れた」かどうかは、第1審と2審の弁論全体の流れをみて判断されます。

本件では、控訴審は、「**期間満了による契約の終了**」というY側の抗弁を時機に後れたとして却下しましたが、**最高裁はこの点について逆の判断を下し、また、仮にYの主張を却下したとしても、期間満了の事実を考慮せずにXの請求の当否を判断することはできないと**判示しました。

期間満了により雇用契約が当然に終了するとすれば、Xの請求（雇用確認上の地位確認、解雇後の賃金支払い）のうち、期間満了後に関する部分は一切認められないこととなります。他方、期間満了後も契約が継続する（例えば、期間満了毎に更新が予定されている等）とすれば、こうした部分についても請求が認められる余地があります。そのため、最高裁は、この点について審理を行う必要があるとして、**控訴審判決を破棄し、控訴審に差し戻しました。**

（友成、門屋）

法務トピックス

◇改正道路交通法施行（令和元年12月1日） ～「ながら運転（スマホ）」の罰則等大幅に強化～

スマートフォンや携帯電話などを使いながら自動車を運転する「ながら運転」による事故が後を絶たない現状に歯止めをかけるために、**罰則と反則金、違反点数の引き上げが実施**されます。携帯電話を保持して通話したり画像注視をしていた場合、**懲役刑が新設**され、**反則金や違反点数がこれまでの3倍**になります。また、携帯電話の使用により事故を起こした場合は、**非反則行為となり、刑事罰の対象**となり、違反点数が「6点」となり**免許停止処分の対象**になります。